

## 別記

- 1 委託する業務  
愛媛県立新居浜病院夜間看護補助派遣業務  
内容は、別紙「夜間看護補助派遣業務仕様書」のとおり
- 2 契約方法  
地方自治法第234条の規定により一般競争入札に付する。  
なお、入札内容等については、地方自治法施行令第167条の6及び愛媛県会計規則第132条の規定により公告を行う。
- 3 入札日時及び場所  
令和8年2月10日（火）10時00分～  
愛媛県立新居浜病院 管理棟3階 大研修室西側(左)
- 4 開札  
即時開札
- 5 入札及び見積回数  
入札回数は3回を限度とし、不調の場合は入札を打ち切り、直ちに随意契約に付し、入札辞退者を除く入札参加者の希望者から、2回を限度として見積書を徴する。
- 6 落札（見積採用）者の決定  
(1) 予定価格以内で最低価格の入札（見積）者を、落札（見積採用）者とするが、最低制限価格を下回る入札が行われた場合、当該入札をした者は落札者となれないこととする。  
(2) 落札（見積採用）となるべき同価の入札（見積）をしたものが2者以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定により、くじ引きにより決定する。
- 7 入札保証金  
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- 8 契約書  
別添（案）のとおり
- 9 予定価格  
決裁後、事務局長が決定する。
- 10 入札公告  
別添（案）のとおり
- 11 支出費目  
令和8年度 病院事業会計  
（款）病院事業費 （項）医業費用 （目）新居浜病院費 （節）委託費

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 年 1 月 23 日

愛媛県立新居浜病院長

堀内 淳

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立新居浜病院夜間看護補助派遣業務

(2) 業務名及び数量

夜間看護補助派遣業務

人数 7 名

業務従事予定日数 242 日（1 日当たり 5 時間 4 5 分）

(3) 業務の内容等

入札説明書及び仕様書等による。

(4) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 履行場所

愛媛県立新居浜病院

(6) 入札方法

入札金額については、夜間看護補助派遣業務の履行に要する一切の費用を含めた額とし派遣労働者 1 名における 1 時間当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5 年度から令和 7 年度までの製造の請

負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) ISO27001 / ISMSを取得またはプライバシーマークを保有している者であること。
- (3) 医療関連サービスマークを取得している者であること。
- (4) 過去3年以内に、愛媛県内で150床以上の病床を有する病院において、4名以上の夜間看護補助派遣に係る契約実績を2件以上有し、業務を適切に遂行できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 愛媛県内の事業所において、労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (6) 愛媛県内に本社又は事業所を有する者であること。
- (7) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件業務の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (8) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (9) 3の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立新居浜病院総務課庶務係

〒792-0042 愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号

電話 (0897)43-6161 内線 8205

- (2) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

令和 8 年 1 月 23 日（金）から 1 月 30 日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時 00 分までの間を除く））とする。

#### イ 交付方法

(1) に掲げる場所で交付する。

#### (3) 必要書類の提出期限

令和 8 年 1 月 30 日（金）午後 5 時 15 分まで

#### (4) 入札の日時及び場所

令和 8 年 2 月 10 日（火）午前 10 時 00 分から

愛媛県立新居浜病院

管理棟 3 階 大研修室西側（左）

#### 4 その他

#### (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和 46 年愛媛県公営企業管理規程第 9 号）第 176 条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 135 条から第 137 条までの規定による。

#### (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、「入札参加資格審査申請書」及び「入札参加者に必要な資格を証する書類等」を令和 8 年 1 月 30 日（金）午後 5 時 15 分までに 3 の (1) に掲げる場所へ提出しなければならない。

なお、愛媛県立新居浜病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### (4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

#### (5) 契約書作成の要否

## 要

### (6) 落札者の決定方法

業務を履行できると愛媛県立新居浜病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第 176 条において例によることとされる愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

### (7) その他

詳細は、入札説明書による。

本件委託業務は、令和 8 年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算の成立を条件として実施する。

# 入札説明書

この入札説明書は、愛媛県公営企業会計規程（昭和46年公営企業管理規程第9号。以下「会計規程」という。）及び本件業務に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 入札に付する事項

別記1のとおり

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者であって、別記（注）書きの「入札参加資格審査申請書」及び「入札参加者に必要な資格を証する書類等」を提出し、審査の結果適当と認められた者であること。なお、競争入札参加資格を審査申請中の場合は、申請中であることが分かる書類を提出すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) ISO27001/I SMSを取得またはプライバシーマークを保有している者であること。
- (4) 医療関連サービスマークを取得している者であること。
- (5) 過去3年以内に、愛媛県内で150床以上の病床を有する病院において、4名以上の夜間看護補助派遣に係る契約実績を2件以上有し、業務を適切に遂行できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 愛媛県内の事業所において、労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (7) 愛媛県内に本社又は事業所を有する者であること。
- (8) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件業務の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (9) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (10) 別記（注）書きに掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

## 3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）、会計規程、特例規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について質問がある場合は、質問書により別記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書及び別紙内訳表を直接に提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、テレコピー、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札日時及び開札場所は、別記2のとおり。
- (5) 「入札参加資格審査申請書」及び「入札参加者に必要な資格を証する書類等」の提出期限は別記（注）のとおり。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。

- ア 件名
  - イ 入札金額
  - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
  - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (7) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
  - (8) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
  - (9) 入札書は、封入のうえ直接提出すること。
  - (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
  - (11) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
  - (12) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。
  - (13) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
  - (14) 入札金額については、夜間看護補助派遣業務の履行に要する一切の費用を含めた額とし派遣労働者1名における1時間当たりの単価を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (15) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者に係る資格審査が入札日時までに終了しないときは、当該者は入札に参加することができない。
  - (16) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
  - (17) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(16)の立会職員以外の者は入場することができない。
  - (18) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。
  - (19) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に競争入札参加資格審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）又はその写しを提示することとし、代理人にあっては、入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
  - (20) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
  - (21) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
    - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
    - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
  - (22) 入札参加者又はその代理人は、本件委託業務に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
  - (23) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするも落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。この場合において、入札参加者

又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。

#### 4 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額（入札単価に予定数量を乗じた額の 100 分の 110 に相当する額）の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札（契約保証金免除申請書）」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約保証金について）」を参照）
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。
- (3) 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

#### 5 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 委託業務名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 委託業務等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (9) その他、入札に関する条件に違反した入札書

#### 6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 本件業務の契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

#### 7 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、契約の際に契約金額（入札単価に予定数量を乗じた額の 100 分の 110 に相当する額）の 10 分の 1（1 円未満切上）以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、「入札（契約保証金免除申請書）」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。

- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18条。以下「会計規則」という。）の規定による。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

## 8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を取りかわすものとする。  
(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。  
(3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 9 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

## 10 入札者に求められる義務等

- (1) 令和5年度から令和7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有しない者は、製造の請負等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「製造の請負等申請書」という。）を知事に提出し、入札書を提出するまでに資格を取得すること。

製造の請負等申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 089-941-2111 内線 2156

- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件業務に関して要した費用については、すべて当該者が負担するものとする。  
(3) 入札参加者又はその代理人は、入札公告日から開札日までの間に事務の手續上知り得た各種情報を、開札日以降も外部に一切漏らしてはならない。  
(4) 本件業務に関しての照会先は、別記3のとおり。  
(5) 本件委託業務は、令和7年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算の成立を条件として実施する。

## 別 記

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
愛媛県立新居浜病院夜間看護補助派遣業務
- (2) 業務名及び予定数量  
夜間看護補助派遣業務  
人数 7名  
業務従事予定日数 242日（1日当たり5時間45分）
- (3) 業務の内容等  
愛媛県立新居浜病院における夜間看護補助派遣業務（詳細は、仕様書等による。）
- (4) 履行期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 履行場所  
愛媛県立新居浜病院

### 2 入札日時及び場所

令和8年2月10日（火）午前10時  
愛媛県立新居浜病院 管理棟3階 大研修室西側（左）

### 3 照会先及び入札関係書類提出先

愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号  
〒792-0042  
愛媛県立新居浜病院総務課庶務係  
電話 0897-43-6161 内線 8205

別 記（注） 提出期限 令和8年1月30日（金）午後5時15分 提出先 上記3

### [提出書類]

- 1 入札参加資格審査申請書 . . . 様式1
- 2 入札参加者に必要な資格を証する書類等
  - (1) 履行能力及び体制を証明する書類
    - ①誓約書 . . . 様式A
    - ②ISO27001/I SMS又はプライバシーマークの認定証（写）
    - ③医療関連サービスマーク認定証書（写）
    - ④労働者派遣事業許可証（写）
  - (2) 営業拠点申告書 . . . 様式B
  - (3) 入札（契約）保証金免除申請書（免除を希望していない場合は提出不要） . . . 様式2  
〔※添付書類：契約書の写し（2件以上）  
過去2年間に国、地方公共団体等と当該契約と同程度の契約をしたことを  
証明するもの（様式Cの添付と契約書と重複しても可）〕
  - (4) 当院と同程度の夜間看護補助派遣業務の実績があることを証明する書類 . . . 様式C  
〔当院と同程度の夜間看護補助派遣業務とは、過去3年間における4名以上の夜間  
看護補助派遣業務のうち、県内で病床数150床以上の病院における契約実績をいう。〕
    - ①実績証明書  
次の事項を記載すること。
      - ・年度（実施期間）
      - ・病院名
      - ・病院の住所、電話番号、担当者名
      - ・病床数
      - ・派遣労働者の人数
    - ②契約書の写しに支障がある事項（契約金額等）については伏せてもよい。
- (5) 職員の教育体制に関する書類 . . . 様式D
- (6) 質問書（質問がない場合は提出不要） . . . 様式E

(様式1)

## 入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

愛媛県立新居浜病院長 様

(申込者)

住 所

商号又  
は名称

氏 名

電 話( ) - 番

令和8年1月23日付け入札公告のあった、「愛媛県立新居浜病院夜間看護補助派遣業務」に係る入札に参加いたしたく、公告内容、契約書、仕様書等を承知のうえ申請します。

(注) 入札説明書「2 入札に参加する者に必要な資格」を確認できる書類を添付すること。

(様式A)

令和 年 月 日

愛媛県立新居浜病院長 様

会社名 印

代表者名 印

### 誓 約 書

令和8年1月23日付け入札公告のあった、愛媛県立新居浜病院夜間看護補助派遣業務につき、弊社落札の場合は、仕様書及び愛媛県公営企業会計規程等に従い、人員の確保、円滑な業務の遂行に、責任を持ってあたることを誓約いたします。

(様式B)

## 営業拠点申告書

令和 年 月 日

愛媛県立新居浜病院長 様

会社名 印

代表者名 印

次のとおり申告いたします。

- 1 法人設立年月日・資本金
- 2 本社所在地・代表者職氏名
- 3 主な業務及び取扱商品
- 4 支店・営業所数
- 5 従業員数（常勤・非常勤ごとに）
- 6 愛媛県立新居浜病院への対応を行う営業拠点
  - ①所在地
  - ②代表者職氏名
  - ③従業員数（常勤・非常勤ごとに。他の病院の業務に携わっているものはその旨記載すること）
  - ④愛媛県立新居浜病院までの所要時間

## 入札（契約）保証金免除申請書

令和 年 月 日

愛媛県立新居浜病院長 様

(申込者)

住 所

商号又  
は名称

氏 名

電 話(            )            ー            番

令和 8 年 1 月 23 日付け入札公告のあった、「愛媛県立新居浜病院夜間看護補助派遣業務」に係る入札（契約）における入札（契約）保証金について、愛媛県会計規則第 137 条（第 154 条）の規定により、入札（契約）保証金の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

契約日	契約期間	医療機関名称	契約名称	契約内容

※添付書類

○契約書の写し（2 件以上）

過去 2 年間に国、地方公共団体等と当該契約と同程度の契約をしたことを証明するもの

(様式C)

令和 年 月 日

愛媛県立新居浜病院長 様

会社名 印

代表者名 印

弊社の夜間看護補助派遣業務の契約実績について、次のとおり証明いたします。

記

①	
年度	年度 ( 月から 月まで)
病院名	
住所	
電話番号	
担当者名	
病床数	床
派遣労働者の人数	人

②	
年度	年度 ( 月から 月まで)
病院名	
住所	
電話番号	
担当者名	
病床数	床
派遣労働者の人数	人

①、②ともに契約書(写)添付のこと。

注) 夜間看護補助派遣業務とは、過去3年間における4名以上の夜間看護補助派遣業務のうち、愛媛県内で病床数150床以上の病院における契約実績に限る。

(様式D)

令和 年 月 日

愛媛県立新居浜病院長 様

会社名 印

代表者名 印

職員の教育体制について

1 従業員数	
全従業員数	人
(うち、令和8年4月1日から、愛媛県立新居浜病院夜間看護補助派遣業務に従事可能な予定従業員数 人)	
2 愛媛県立新居浜病院に夜間看護補助を派遣する場合の責任者 (予定)	
住所	
氏名	
年齢	
資格	
3 愛媛県立新居浜病院に夜間看護補助を派遣する場合の現場責任者 (予定)	
住所	
氏名	
年齢	
経験等	
4 弊社においては、職員の知識の向上をはかるため、次の研修等を実施しております。	
研修名	
研修名	
研修名	

(様式E)

# 質 問 書

令和 年 月 日

愛媛県立新居浜病院長 様

(申込者)

住 所

商号又  
は名称

フリガナ  
担当者氏名

電話番号 ( ) —

E-mail \_\_\_\_\_

	入札説明書等の種類	質問の内容	回 答
1			
2			
3			

(注意事項)

- 1 担当者氏名及び電話番号については、質問の内容について、確認させていただく場合に必要となりますので、必ず記載してください。
- 2 入札説明書等の種類欄には「入札説明書」「仕様書」「入札参加資格審査申請書」「契約書(案)」等と記載してください。
- 3 回答の欄は記載しないでください。
- 4 欄が不足する場合などは、適宜修正してください。(別紙としても可)

# 委任状

令和 年 月 日

愛媛県立新居浜病院長 様

住 所

氏 名

印

令和8年1月23日付け公告のあった愛媛県立新居浜病院夜間看護補助派遣業務の入札及び見積りに関する一切の権限を次の者に委任します。

代理人 住 所

氏 名

印

# 入 札 書

令和 年 月 日

愛媛県立新居浜病院長 様

住 所

氏 名

印

(代理人) 住 所

氏 名

印

¥

ただし 愛媛県立新居浜病院夜間看護補助派遣業務に係る入札（令和8年1月23日付け公告の件）  
（消費税及び地方消費税を含まず。）

この入札保証金 ¥ \_\_\_\_\_

上記のとおり愛媛県公営企業会計規程を遵守し、契約条項を承認のうえ入札いたします。



# 見 積 書

令和 年 月 日

愛媛県立新居浜病院長 様

住 所

氏 名

印

(代理人) 住 所

氏 名

印

Y

ただし、愛媛県立新居浜病院夜間看護補助派遣業務に係る入札（令和8年1月23日付け公告の件）

（消費税及び地方消費税を含まず。）

上記のとおり愛媛県公営企業会計規程を遵守し、契約条項を承認のうえ見積ります。

入札（契約）保証金について
---------------

## 1 入札保証金

### (1) 入札保証金の納付

入札に先立ち、入札保証金の納付が必要です。必要な金額を、次のいずれかで納付してください。ただし、(4)に該当する場合は免除されます。

- ・現金
- ・小切手（入札日の10日前から入札日までの間に振り出されたもの。指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をしたものに限る。振出人が入札参加者の小切手は取扱不可）

※指定金融機関等は別紙のとおり

### (2) 入札保証金の額

入札者が見積もる入札金額×110/100の金額の100分の5以上が必要です。

今回は「単価契約」ですので、入札単価×予定数量×110/100×5/100

以上の入札保証金が必要です。

(例) 入札書に2,400円と記入、予定数量7人（1日5時間45分）の場合

$$\left[ \begin{array}{l} 2,400 \text{ 円} \times 7 \times 242 \times 5.75 \times 110/100 = 25,714,920 \text{ 円} \cdots \text{入札者が見積もる契約金額} \\ 25,714,920 \text{ 円} \times 5/100 = 1,285,746 \text{ 円} \cdots \text{入札保証金額} \end{array} \right]$$

### (3) 納付期限及び方法

①入札前までに入札保証金納付書により納付してください。

入札保証金納付書には、次のとおり押印が必要です。

- ・「代表者本人」が入札参加→代表者印
- ・「代理人」が入札参加→委任状に押している印（代表者印は不要）

②金額等を確認したうえで、入札保証金保管書を交付します。

③入札終了後、不落札の方には入札保証金を還付します。その際、保管金受領書に200円の収入印紙を貼付してください。

④落札された方には、契約保証金納付の際（契約保証金を免除するときは契約締結後）に還付します。

### (4) 免除

①保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、当該保険契約の証書を提出することにより、入札保証金が免除されます。

②過去2年間において、国及び地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している実績がある場合は、「入札(契約)保証金免除申請書」を提出することにより、入札(契約)保証金が免除される場合があります。

- ・免除申請書提出期限 令和8年1月30日（金）午後5時15分
- ・申請書の審査結果は、入札日の前日までに通知する予定

## 2 契約保証金

落札者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金が必要です。契約保証金の納付方法については、別途通知します。ただし、1(4)等に該当する場合は免除されます。

## 指定金融機関等一覧区分

区 分	金融機関名
指定金融機関	株式会社伊予銀行
指定代理金融機関	株式会社愛媛銀行
	愛媛県信用農業協同組合連合会
収納代理金融機関	愛媛信用金庫
	宇和島信用金庫
	東予信用金庫
	川之江信用金庫
	四国労働金庫
	愛媛県信用漁業協同組合連合会
	株式会社みずほ銀行
	株式会社三井住友銀行
	株式会社中国銀行
	株式会社広島銀行
	株式会社山口銀行
	株式会社阿波銀行
	株式会社百十四銀行
	株式会社四国銀行
	株式会社徳島大正銀行
	株式会社香川銀行
	株式会社高知銀行
	三井住友信託銀行株式会社
観音寺信用金庫	

(注) みずほ銀行及び三井住友銀行以外の収納代理金融機関については、県内に所在する本支店に限る。

(案)

## 夜間看護補助派遣業務に関する基本契約書

愛媛県立新居浜病院（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、乙の雇用する労働者を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき甲に派遣し、甲の指揮命令を受けて甲の業務に従事させるに当たり、その基本的条件について以下のとおり基本契約を締結する。

### （総則）

第1条 甲及び乙は、労働者派遣を行い若しくは労働者派遣を受け入れるに当たり、それぞれ労働者派遣法その他関係諸法令を遵守するものとする。

2 本契約に定める事項は、特に定めのない限り、本契約の有効期間中、甲乙間において別途締結する個別の労働者派遣契約（以下「個別契約」という。）すべてについて適用される。

### （個別契約の締結）

第2条 甲及び乙は、乙が甲に労働者の派遣を行う都度、派遣労働者の従事すべき業務内容、人数、就業場所、就業期間その他の必要な事項について、労働者派遣法の定めに基づき個別契約を締結するものとする。

### （労働者派遣の期間制限）

第3条 甲及び乙は、派遣可能期間を超える期間を継続して労働者派遣（期間制限の対象外となる労働者派遣（労働者派遣法第40条の2第1項各号のいずれかに該当するもの）を除く。）を行わないものとする。

2 甲は、労働者派遣法第40条の2第4項に定める所定の手続きを経た場合に限り、3年を限り派遣可能期間を延長することができるものとする。

3 甲は、個別契約を締結するに当たり、あらかじめ、乙に対し、派遣期間の制限に抵触することとなる最初の日を書面の交付等により通知するものとする。また、甲において派遣可能期間を延長したときも、その都度、乙に対して、同様の方法により通知をするものとする。

### （派遣先責任者・派遣元責任者・指揮命令者の選任）

第4条 甲及び乙は、それぞれ自己が雇用する労働者又は役員（監査役を除く。）の中から、派遣先責任者と派遣元責任者を選任し、甲乙協力して適正な派遣就業のための措置を講じなければならない。

2 甲は、自己の雇用する職員の中から、派遣労働者を直接指揮命令する指揮命令者を選任するものとする。

### （指揮命令等）

第5条 指揮命令者は、派遣業務の遂行について個別契約に定める事項を遵守して派遣労働者を指揮命令し、派遣業務以外の業務に従事させることのないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に業務を処理することができるよう、業務処理の方法、その他必要な事項を周知し指導しなければならない。

2 甲は、指揮命令者その他甲が使用する者の派遣労働者に対して行う指揮命令等により生じた事項について責任を負うものとする。

### （適正な派遣労働者の選定と就業の確保）

第6条 乙は、派遣契約に基づき派遣労働者を甲に派遣するに当たっては、派遣契約で定められた業務（以下「派遣業務」という。）の遂行に必要とされる技術、能力、経験等を有する者を選定するよう努めなければならない。

2 乙は、派遣労働者に対して適正な労働管理を行い、甲の業務の遂行に支障を生じさせないよう、また甲の名誉及び信用を害することのないよう派遣労働者を教育、指導しなければならない。

3 乙は、派遣労働者について傷病その他の理由により欠務を生じる場合は、甲に遅滞なく連絡しなければならない。また、甲から代替の要請があれば、甲乙協議のうえ速やかに対応しなければならない。

(派遣労働者の特定行為の禁止)

第7条 甲は、派遣契約を締結するに際し、乙からの派遣労働者を事前面接、履歴書の呈示その他の手段により特定してはならないものとする。ただし、派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者の判断で行う、派遣先又は派遣予定先への派遣就労開始前の事業所訪問についてはこの限りでない。

(派遣労働者の交代)

第8条 甲に派遣された派遣労働者が、派遣業務の遂行に当たり、遵守すべき甲の業務処理方法、服務規律等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低いと認められる場合、甲はその理由を示して、乙にその派遣労働者の交代を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合には、当該派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交代等適切な措置を講ずるものとする。

3 派遣労働者の傷病その他、やむを得ない理由がある場合、乙は甲の承認を得て派遣労働者の交代をすることができる。

(派遣労働者の個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、本契約及び派遣契約上知り得た派遣労働者の全ての個人情報を保護し、本契約有効期間中及び本契約終了後において、これを正当な理由なく第三者に提供、漏洩したり、本契約及び個別契約の目的外で使用してはならないものとする。

2 甲及び乙は、個人情報を収集又は使用する自己の労働者に、本条に基づき自己が負担する義務と同等の義務を課すものとし、その遵守について相手方及び情報主体者に対して責任を負うものとする。

(派遣料)

第10条 派遣契約に基づく役務の提供の対価として、甲は乙に対して、派遣料を支払う。

2 前項の派遣料は、甲乙で別途協議して定めるものとする。

3 個別契約の期間中であっても、経済変動、諸経費の変動、派遣業務の変更等により派遣料を改定する必要があるときは、甲乙協議のうえ改定することができる。

4 甲は、派遣料の決定に当たっては、派遣労働者の就業実態、労働市場の状況等を勘案し、当該派遣労働者の賃金水準が、当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事している労働者の賃金水準と均衡が図られたものとなるように努めるものとし、個別契約更新の場合の派遣料が、当該派遣労働者が従事する業務の内容、当該業務に伴う責任の程度及び要求する技術の水準の変化を勘案するよう努めるものとする。

5 乙の責に帰さない事由により派遣労働者の業務遂行が不可能となった場合は、乙は甲に派遣料の請求ができるものとする。

(支払条件)

第11条 乙は、前条の派遣料について、毎月末日締めにて甲に請求することとし、甲は、翌月末日までに支払うものとする。

(派遣先の講ずべき措置等)

第12条 甲は、派遣就業が適正に行われるように、労働時間の管理、安全、衛生の確保、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントその他ハラスメントの防止、その他適切な就業環境の維持等、労働者派遣法その他諸法令及び厚生労働省令等で定められた派遣先が講ずべき措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第13条 甲乙双方は、派遣労働者から苦情の申出を受ける者を定めるとともに、速やかにその内容を相手方に通知し、密接な連携の下に、その迅速かつ適切な処理を図るものとし、苦情を処理した場合は、甲及び

乙は、その結果を派遣労働者に通知するものとする。

- 2 甲は、その迅速かつ適切な処理を図るべき苦情には、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等が含まれていることに留意するものとする。

(派遣先による均衡待遇の確保)

第 14 条 甲は、派遣労働者に福利厚生施設の利用機会を与えるよう配慮するとともに、乙からの求めに応じ、業務遂行に必要な能力開発のための教育訓練実施の配慮、派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する派遣先の労働者の賃金水準に関する情報提供の配慮及び職務遂行状況等の情報提供について協力するよう努力をするものとする。

(年次有給休暇)

第 15 条 甲は、派遣労働者が乙への年次有給休暇の請求権を有する者である場合は、当該労働者がその派遣期間中に年次有給休暇を取得することを認め、付与に協力するものとする。

- 2 乙は、派遣労働者が年次有給休暇を取得する場合は、甲の業務に支障をきたさないよう配慮して休暇を取得するよう指導しなければならない。

(安全衛生等)

第 16 条 甲及び乙は、労働基準法、労働安全衛生法等を遵守し、派遣労働者の安全衛生を確保することにつき必要な連絡調整等を行うものとする。

- 2 甲は、乙から派遣労働者に係る雇入れ時の安全衛生教育の委託の申し入れがあった場合には、可能な限りこれに応じるよう努めるなど、派遣労働者の安全衛生教育に必要な協力や配慮を行うものとする。
- 3 甲は、労働安全衛生法に基づき、派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を講ずるとともに、派遣労働者の安全衛生管理につき適切な管理を行うものとする。また、乙は、甲の行う安全衛生管理に協力し、派遣労働者に対する教育・指導等を怠らないように努めるものとする。
- 4 労働安全衛生法に基づく定期健康診断及びストレスチェック制度については乙の責任と負担において実施するものとする。定期健康診断以外で甲の方針及び派遣労働者の従事する業務によって必要とされる医療関連感染対策等については、甲の責任と負担にて実施するものとする。

(業務上災害等)

第 17 条 派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害及び通勤災害については、乙が労働基準法第 8 条で定める使用者の責任ならびに労働者災害補償保険法及び労働保険料の徴収に関する法律で定める事業主の責任を負う。

- 2 甲は、乙の行う前項の手続きについて必要な協力をしなければならない。

(機密保持及び個人情報保護、規律の遵守)

第 18 条 乙は、本契約の履行に関して取り扱い又は知り得た機密情報及び個人情報について、本契約期間中はもとより契約終了後も、不正に漏えいし、開示し、又は不当な目的に使用するなどしてはならず、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 乙は、前項の義務をその派遣労働者に対し周知徹底し、順守を徹底するよう指導教育しなければならないものとする。
- 3 乙は、前 2 項の義務に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(金銭及び有価証券等の取扱い、自動車の使用等)

第 19 条 甲は、派遣労働者に自動車使用及び金銭、有価証券又はこれらに類する証券、貴重品の取扱いをさせないものとする。ただし、甲の判断と責任においてこれを命じることは妨げないが、これに伴い発生し

た事故等について、乙は甲及び第三者に対し第23条の規定にかかわらず、損害賠償の責任を負わないものとする。

(二重派遣の禁止)

第20条 乙は、他の労働者派遣事業主から派遣を受けた労働者を甲に派遣してはならない。

2 甲は、乙から派遣を受けた労働者を第三者の指揮命令下で労働させてはならない。

(契約期間中の雇用の禁止)

第21条 甲は、乙から派遣を受け入れている期間中に、乙の派遣労働者を雇用してはならない。

(派遣契約の中途解除)

第22条 甲がやむを得ない自己の都合により個別契約の中途解除を行う場合は、少なくとも30日以上前に書面で乙に通知するとともに、残余期間について当該派遣労働者に代替の就業機会を甲において確保するものとし、これができない場合には、残余期間の派遣料を乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第23条 甲及び乙は、本契約に違反し、又はその責に帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 派遣労働者が派遣業務遂行に当たり、甲の指揮命令に反し、故意又は重大な過失により生ぜしめた損害については、乙の責任と負担でこれを解決するものとする。ただし、その損害が甲の指揮命令者その他甲が使用する者の派遣労働者に対する指揮命令等により生じた場合、その他甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

3 前2項による乙の損害賠償額に関しては、当該派遣契約に係る個別契約期間の派遣料相当額を上限とする。

(反社会勢力の排除)

第24条 乙は、本契約の履行に当たり、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「反社会的勢力」という。）と一切の関係を持つてはならない。

2 乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、及びその他これらに準ずる行為を行ってはならない。

2 甲は、乙が前2項の規定に反した場合、何らの予告なく直ちに本契約及び個別契約の全部または一部を解除できるものとする。

3 前項の規定に基づき甲が契約を解除した場合、乙に生じた損害について、甲は何ら賠償ないし補償することは要しない。

(契約の解除)

第25条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして労働者派遣法その他関係諸法令又は本契約若しくは個別契約の定め違反した場合には是正を催告し、相当な期間内には是正がないときには、本契約又は個別契約の全部または一部を解除することができる。

2 甲又は乙は、相手方について次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの予告なく直ちに本契約及び個別契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 手形交換所の取引停止処分があったとき。

(2) 差押、仮差押、仮処分を受け、又は競売、強制執行処分を受けたとき。

(3) 租税公課の滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。

- (4) 破産、民事再生、会社更生、清算、解散等の手続きに移行したとき、又は移行することが確実になったとき。
  - (5) 営業を停止し、又は廃止したとき。
  - (6) 相手方の役職員、又は乙の派遣労働者に法律違反その他公序良俗に反する行為があり、相手側の名誉、信用の毀損等、本契約の継続が困難であると認めるに至ったとき。
  - (7) 法令の定める解約事由が生じたとき。
  - (8) その他上記各号の一に準ずる事由があったとき。
- 3 甲又は乙が前項により本契約を解除し損害が発生した場合は、第23条に基づき、契約解除の原因をなす相手方に対しその損害の賠償を請求することができる。また、乙が前項により本契約を解除した場合においては、甲は派遣契約の残余期間中の派遣料を乙に支払うものとする。
- 4 甲又は乙が、第1項に基づき本契約を解除した場合、契約解除の原因をなす相手方は当然に期限の利益を失い、支払期日にかかわらず、解除した甲又は乙に対して有する債務を直ちに弁済しなければならない。
- 5 天災その他、甲乙いずれの責にも帰せられない事情によって、本契約及び個別契約の継続が不可能となった場合は、甲乙協議のうえ、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(契約の解除制限)

第26条 甲は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分、又は派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたことを理由として本契約又は個別契約を解除することはできない。

(有効期間)

第27条 本契約の有効期間は、令和8年4月1日より令和9年3月31日までとする。

(管轄裁判所)

第28条 本契約及び個別契約に関する一切の紛争については、甲の事業所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(協議)

第29条 本契約又は個別契約に定めない事項及びその解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に従い協議のうえ決定する。

以上、本契約成立の証として本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛媛県新居浜市本郷3丁目1番1号  
愛媛県立新居浜病院  
院長 堀内 淳

乙

## 別 記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

#### (保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

#### (安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

#### (複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号

に規定する子会社をいう。)である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第58条第1項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第58条第2項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

## 第8章 罰則

第176条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100円以下の罰金に処する。

第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

# 夜間看護補助派遣業務仕様書

この仕様書は、愛媛県立新居浜病院（以下「甲」という。）において看護の質の向上と看護職員の負担軽減を目的として実施する夜間看護補助派遣業務に関して、必要な事項を定めるものであり、派遣元（以下「乙」という。）は以下の条件のもとに誠意をもって確実に労働者の派遣を行うものとする。

- 1 業務名 夜間看護補助派遣業務
- 2 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 3 履行場所 愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号  
愛媛県立新居浜病院
- 4 派遣人数 7名（ただし、甲の指示により増減可能とする）
- 5 勤務体制
  - (1) 就業時間  
16時30分～23時00分（うち、休憩時間45分）  
ただし、業務の都合により別途指示する場合がある。
  - (2) 就業日及び休日  
就業日は、月曜日から金曜日までとする。  
休日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）とするが、甲乙協議のうえ、これらの日を含んだ勤務もできるものとする。
  - (3) 休暇、遅刻及び早退等の取扱い  
派遣料の支払は実労働時間に対して行うものとし、休暇、遅刻及び早退等により業務に従事しなかった時間については、支払を行わない。  
勤務時間の管理については、乙の派遣労働者が自ら記載した勤務時間管理簿等を甲の担当者が確認することとする。
- 6 配置部署 病棟（4階東、4階西、5階東、5階西及び6階東）  
ただし、業務の都合により別途指示する場合がある。
- 7 業務内容 別紙「夜間看護補助業務の内容」のとおり  
ただし、業務の都合により別途指示する場合がある。
- 8 派遣先責任者及び指揮命令者  
派遣先責任者は看護部長とし、指揮命令者は各病棟看護長とする。

## 9 派遣元の資格、責務等

- (1) 乙は、過去3年以内に、愛媛県内で150床以上の病床を有する病院において、4名以上の夜間看護補助派遣に係る契約実績を2件以上有し、業務を適切に遂行できる体制が整備されていることを証明した者であること。(派遣契約書の写しを提出)
- (2) 乙は、愛媛県内の事業所において、労働者派遣事業の許可を受けている者であること。(許可証の写しを提出)
- (3) 乙は、ISO27001/ISMSを取得若しくはプライバシーマークを保有していること。(認定証の写しを提出)
- (4) 乙は、医療関連サービスマークを取得している者であること。
- (5) 乙は、愛媛県内に本社、本店(又は支店、営業所)を有する者であること。
- (6) 乙は、施設基準に精通し、夜間100対1又は夜間50対1急性期看護補助看護補助体制加算に必要な派遣人員数を算出、把握したうえで派遣業務にあたること。
- (7) 無期雇用派遣も対応可能な企業であること。

## 10 業務の履行条件

### (1) 業務の適正化

- ・派遣労働者は、法令を遵守するとともに、甲の指揮監督のもと円滑な業務の履行に誠意をもってあたること。
- ・派遣労働者は、接遇、身だしなみ、言葉遣い等に十分注意すること。
- ・派遣労働者は、迅速かつ正確に業務を遂行するとともに、不明な点がある場合は主観的な判断で処理せず、その都度、甲の職員の指示を受けること。
- ・派遣労働者は、業務の履行中に事故が発生した場合は、直ちに甲の職員に報告し指示を受けること。
- ・派遣労働者は、執務環境を常に良好な状態に保つよう努めること。
- ・派遣労働者は、甲が必要と認めた院内研修(感染対策、医療安全対策等)に参加すること。

### (2) 守秘義務等

- ・乙は、業務上知り得た病院に関する情報や患者のプライバシーに関わる情報について、契約期間中はもとより契約終了後も、不正に第三者に漏らしたり、不当な目的に使用してはならない。
- ・乙は、上記の義務をその派遣労働者に対して周知徹底し、遵守を徹底するよう指導教育しなければならない。
- ・派遣労働者は、業務に関する一切の書類等を持ち出したり、私物化してはならない。

## 11 費用の負担

- (1) 業務の実施に係る備品、事務機器、消耗品、光熱水費等は甲の負担とする。
- (2) 制服等は甲の負担とし貸与する。感染対策上、制服は自宅に持ち帰らず施設

内にて洗濯することとし、その費用についても甲が負担する。

(3) 派遣労働者の通勤に要する交通費については、甲の負担とする。

(4) 派遣労働者が故意又は過失により甲の施設・備品を滅失若しくは破損したときは、乙の責任で原状に復するものとし、その経費は乙の負担とする。

## 12 安全衛生管理

(1) 乙は、派遣労働者に対して定期的健康診断を実施し、結果を甲に報告しなければならない。なお、健康診断に係る費用は、乙の負担とする。

(2) 乙は、毎日派遣労働者の体調チェックを行い、以下の症状がある場合は甲に報告し、必要に応じて医療機関を受診させること。なお、症状があった派遣労働者については、甲と協議のうえ就業を控えさせること。

- ・発熱（37.5℃以上）がある場合
- ・嘔吐、下痢の症状がある場合
- ・2週間以上続く咳がある場合

(3) 甲は、甲が定める院内感染防止対策として、派遣労働者に対してインフルエンザ予防接種及びワクチン接種などの対応を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。なお、感染防止対策に関する費用は、甲の負担とする。

## 13 その他の留意事項

(1) 甲は、派遣労働者が業務の遂行に当たり遵守すべき業務処理方法や服務規律等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低いと認められる場合、乙に対して派遣労働者の交代を要請することができる。この場合、乙は速やかに当該派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交代等適切な措置を講ずるものとする。

(2) 派遣労働者の急な退職や事故、感染症の罹患等により業務に従事できなくなった場合、乙は速やかに代替の労働者を派遣し、夜間100対1又は夜間50対1急性期看護補助体制加算に必要な派遣人員数を下回らないようにする。

(3) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

## 別 紙

# 夜間看護補助派遣業務の内容

### 1 周辺業務（オリエンテーションを受け、看護師の指示のもと一人で行える業務）

#### （1）生活環境に関わる業務

- ① 病床および病床周辺、病棟内の清掃・整理整頓
- ② シーツ交換等のベッドメイキング

#### （2）診療に関わる周辺業務

- ① 書類の整備・補充
- ② 入退院・転入出に関する業務
- ③ 医療機器の洗浄、消毒、片付け
- ④ 看護用品の整理整頓・保守点検
- ⑤ 薬剤・検体の運搬
- ⑥ 診療材料・看護用品・消耗品の補充、整備
- ⑦ 電話対応、面会者・来棟者への対応

#### （3）看護に関わる周辺業務

- ① 食事の準備・片付け
- ② 身体の清潔・排泄等の準備と後片付け
- ③ 患者の生活援助

### 2 直接ケア補助（看護師の指示のもと、看護師と一緒にを行う業務）

- （4）食事に関する補助業務
- （5）清潔ケアの補助
- （6）排泄ケアの補助
- （7）患者の移送・移動
- （8）患者の見守り

### 3 その他

看護長・次席・看護師から指示を受けた業務